

令和4年第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月8日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎2階会議室
3. 出席委員 10名
中村英子 安田鷹嗣 木村良一 齋藤英次 田代和弘
境 良一 松下清史 鎌賀和夫 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 2名
谷山次則 太田桂子
5. 議事録署名者指名 境良一 議長
議事録署名委員 松下清史 中村英子
6. 議 事
 - (1) 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第12号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 議案第13号 令和4年度農業雇労賃の協議について
 - (5) 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
 - (6) 報告第5号 農地法第43条第1項の規定による届出について

上村局長 定刻前ですが皆様お揃いですので、令和4年第4回の総会を開催いたします。なお、総会の前に、4月の人事異動で、島村前次長が網田支所、松岡主事が図書館へ異動とまりました。また、新たに環境交通課から谷川次長が、福祉課から池田主事が着任されましたので、ご挨拶を致します。

島村次長 今回の人事異動で、網田支所勤務となりました。委員皆様には3年間大変お世話になりました。農業施策には不慣れでありましたが、皆様方のお力添えで業務を遂行することが出来たと思います。今後とのご指導ご鞭撻宜しくお願い致します。

松岡主事 一年間でしたが皆様方に大変お世話になりました。図書館への異動となりましたが、今後とも宜しく申し上げます。

谷川次長 環境交通課からまいりました谷川です。皆様方のご指導よろしく申し上げます。

池田主事 福祉から異動しました池田です。農政については不慣れではありますがご指導をよろしく申し上げます。

上村局長 続きまして、境会長より異動による歓送迎を含めましてご挨拶をお願いします。

境会長 島村次長は3年、松岡主事は1年、農業委員会で一生懸命業務にあたって頂きお礼申し上げます。新しく着任された谷川次長、池田主事には、2名の異動で大変ですがよろしく申し上げます。なお、委員方には、2名の異動となりましたので、お力添え、ご協力の程よろしく申し上げます。さる3月22日にテルサで開催されました県の総会へ局長と出席しましたが、国の制度改正で、主に2点の改正がなされました。一つは記録簿記載の変更で、現行は月毎から活動の一つ一つを記載することとなりました。二つ目は、委員活動について、平均月5日以上とすることとなりました。推進委員の業務が増えてくると思いますが皆様方のご意見を聞きながら遂行していきたいと思えます。急に4月からの実施となりましたが、どうかご協力をお願い致します。また、コロナ感染の減少化傾向にあったため歓送迎会の開催を予定していましたが、新たな変異株により感染拡大が懸念されましたので、延期とさせて頂きました。本日もご審議よろしく申し上げます。

上村局長 ありがとうございます。本日は、12名中2名の委員がご欠席ですが、定数の過半数をこえます。よって本日の総会が成立することをご報告いたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。3議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、松下委員さんと中村委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について、確認委員の齋藤委員から説明をお願いします。

齋藤委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 3条・5条の要件をまとめたものをお配りしておりますのでご覧ください。申請番号1番について説明いたします。地図は2ページです。申請地までの通作距離は、徒歩1分、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は、米、キャベツ、ブロッコリー、柿、梅になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。次に、申請番号2番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願い

します。

事務局 申請番号 2 番について説明いたします。地図は 3 ページです。
申請地までの通作距離は、車で 10 分、農業年数は 50 年、農機具を所有し、主たる作物は、米、タバコ、露地野菜になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので 2 番については承認致します。以上、議案第 10 号について 2 件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第 11 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号 1 番について、確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号 1 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明いたします。地図は 6 ページです。
申請人は、松山町に居住する個人であり、現在、借家に住んでおり、子どもの成長に伴い、手狭になってきたため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は、現住居地に近く、生活環境面に影響が少ない上、学校などの施設が整っているため、新しい住居地に最適と考え、今回の転用申請となりました。なお、すでに宅地として造成してあり、始末書添付の案件です。申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ 500m 以内に、2 つの教育施設があるため、第 3 種農地と思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。

境会長 次に申請番号2番について、確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は7ページです。
申請人は、熊本市中央区に居住する個人であり、現在、単身用社宅に居住しているが、婚姻するにあたり退去する必要がある、また家族が増えるため新たな住宅が必要となり、新築する土地を探していたところ、申請地は、叔父が所有する農地で、住宅が隣接しており、土地も無償で貸借してもらえとのことで、新しい住居地に最適と考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号2番については承認をいたします。次に申請番号3番について確認委員の松下委員から説明をお願いします。

松下委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

- 事務局 申請番号 3 番について説明いたします。地図は 8 ページです。
申請人は、新開町に居住する個人であり、現在、両親、祖父母、妹と同居しており、車が 6 台あり、道に駐車し、周囲に迷惑をかけているので、新たに駐車場とする土地を探していたところ、申請地は、居住地の道向かいの土地であり、利便性が良く、新しい駐車場に最適と考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地の 1 及び第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われます。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 3 番について委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 申請番号 3 番については承認をいたします。次に申請番号 4 番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。
- 加悦委員 申請番号 4 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありましたが、既に、転用後の状態となっていましたので、事務局と現地確認を行いました。始末書が添付されています。なお、最近現地調査を行わないことがあるが、必ず現地調査は実施すべきではないか。
- 上村局長 申請された書類等で現地調査の必要性を検討し実施しているが、今後は委員からご意見のとおり、特に 4 条、5 条申請の場合は現地確認を行う様にしてまいります。
- 境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。
- 事務局 申請番号 4 番について説明いたします。地図は 9 ページです。
申請人は、下網田町に居住する個人であり、申請人が代表を務める会社の敷地内に作業や配送者、従業員通勤用の車両を収容することが難しく、新たな土地を探していたところ、申請地は、会社の隣接地で利便性が良く、新しい駐車場に最適と考え、今回の転用申請となりました。
なお、転用申請以前から会社の駐車場として貸借しており、造成も行っ

ていたため、始末書案件になります。申請地は駅から 300m 以内にある農地であるため、第 3 種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 4 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号 4 番については承認をいたします。以上、議案第 11 号について 4 件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に、議案第 12 号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。今回は、私と加悦委員に関する案件がありますので、まずそれ以外の 44 番について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の 12 ページをご覧ください。
これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。
借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。
44 番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した新規の利用権の設定です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、44 番は同意します。次に、41 番、42 番については、加悦委員に関する案件となりますので、加悦委員はご退席願います。

加悦委員 退席。

境議長 41 番、42 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。41番・42番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。2件共に新規の利用権設定となります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、41番、42番は同意します。次に、43番ですが、私に関する案件となりますので、退席します。議長は副議長の鎌賀委員にお願いします。

境議長 退席。

鎌賀副会長 それでは、43番についての審議とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。43番につきましても新規の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。以上です。

鎌賀副会長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

鎌賀副会長 異議なしですので、43番は同意します。よって、議案第12号については、すべて同意します。

境議長 着席。続きまして議案第13号「令和4年度農業雇労賃の協定について」を審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。令和4年度の雇労賃については、近隣の宇城市・美里町について確認したところ、美里町が一部昨年より金額が低かったですが、全体的に昨年と変更がなかったため同額としております。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので，議案第13号は承認します。次に報告第4号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい，報告いたします。18ページをお開きください。
解約件数は2件，総合計は3筆で3,014㎡です。
解約農地，地目，面積，賃貸人，賃借人は議案書記載のとおりです。
以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので，報告第4号は承認します次に報告第5号「農地法第43条第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい，報告いたします。20ページをお開きください。地図は21ページになります。資料は右上に「報告第5号図面」と記載のあるものになります。番号1番，所在地，届出人，申請，事由は議案書記載のとおりです。棟高8m以内，軒高6m以内，階数が1階の農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにする「農作物栽培高度化施設」の設置に関する届出になります。今回の案件についての問題点は，棟高5m17cmの農業用ハウスを設置し，屋根・壁面を透過性のないもので覆うため，隣接農地にどのような影響を及ぼすかということです。農林水産省経営局長通知には「春分の日および秋分の日午前8時から午後4時までの間において，周辺農地におおむね2時間以上の日影を生じさせないこと」と基準があり，届書の内容を確認しましたが，図面に記載されている日影の状態がどのような影響を及ぼすか想定できませんでしたので，図面を確認しながら，ハウスの設置者，隣接耕作者，委員さんと職員で現地確認を行いました。その際，当該地西側の隣接耕作者とハウスの設置者が協議され，図面の様に施設が設置される事及び施設設置に対する日照について同意を得ております。以上です。

境議長 本件については、地元の農業委員さん、推進員さんと事務局、私で現地で申請者の田島さん、隣接地にハウスを所有する田島さんが出席され、計画について協議を行い同意を得ています。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第5号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。
無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

鎌賀副会長 以上もちまして第4回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 松下 清史 印

議事録署名人 中村 英子 印